

令和3年3月19日	
担当課	公営企業局企画管理課
所属長	木屋 智孝
電 話	06-6489-7402

公租公課の滞納に係る職員の処分について

1 被処分者及び処分内容

公営企業局 作業員 減給1月（平均賃金の1日分の半額）
（地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号）

2 処分年月日

令和3年3月18日

3 処分の概要

令和2年11月に市税滞納に係る給与照会を受け、当該職員が軽自動車税（2,000円）を滞納していた事実を確認した。当該職員は平成24年度にも公租公課を滞納しており、人事課長からの口頭嚴重注意を受けている。

当該行為は本市及び本市の職員全体の信用を著しく失墜させる行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるものと判断し、地方公務員法に基づく懲戒処分を行った。

なお、納付指導後速やかに全額を完納している。

以 上